久喜市アマチュア無線災害時協力会規約

令和５年４月２９日施行

令和６年５月６日一部改正

（名称）

第１条　この会は、久喜市アマチュア無線災害時協力会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本会は、久喜市（以下「市」という。）における災害時において、アマチュア無線による情報の収集、伝達をもって市に協力することを目的とする。

２　前項に掲げるもののほか、次の事業を行うものとする。

（１）　市の行う防災訓練への協力

（２）　非常無線通信の訓練に関すること

（３）　会員に対する研修、技術向上、施設整備に関すること

（４）　会員相互の親睦

（５）　その他本会の目的達成に必要なこと

３　前２項の実施に当たっては、ボランティアであることから会員個々の事情により可能な範囲で参加できるものとする。

（所在地及び組織）

第３条　本会の所在地は、会長宅とする。

２　本会は、本部統制局及び会員が開設するアマチュア無線局をもって構成する。

３　本部統制局は、本会が設置する社団局（ＪＦ１ＺＵＧ）をもってその任に当たる。

（会員等の資格）

第４条　本会の会員は、市内に在住し、在勤し、又は在学している者であって、アマチュア無線局を開設しているものとする。

２　前項に規定するもののほか、アマチュア無線局を開設している者であって、会長が認めたものは、本会を補佐する準会員とすることができる。この場合において、準会員は、第２条第２項の事業を行わない。

（入会の手続き）

第５条　本会に入会しようとする者は、事務局を経て会長に申し出なければな

らない。

（退会及び資格の喪失）

第６条　会員が退会するときは、事務局を経て会長に申し出なければならない。

２　会員は次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

（１）　第４条に規定する会員の資格を失ったとき

（２）　本人が死亡したとき

３　会員は次の各号のいずれかに該当する場合は、役員会の決議によりその資格を失う。

（１）　本会の名誉を著しく毀損したとき

（２）　本会の運営及び活動を妨げる行為をしたとき

（会員の権利）

第７条　会員は、総会において議決権を有する。

２　会員は、第２条に規定する活動に参加する権利を有する。

（役員）

第８条　本会に次の役員を置く。

（１）　会長　１名

（２）　副会長　若干名

（３）　監事　２名

（４）　事務局長　１名

（５）　担当理事（総務、会計、広報）　若干名

２　会長は、会員の互選により選出する。

３　会長以外の役員は、会員のうちから会長が指名する。

４　役員の任期は２年とする。ただし、再任を防げない。

５　役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

６　補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の責務）

第９条　本会の役員は、会の運営をつかさどり、その責務は次のとおりとする。

（１）　会長は、本会を代表し会務を統轄する。

（２）　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（３）　事務局長は、各担当業務を掌理統括する。

（４）　監事は、本会の業務及び会計を監査する。

（５）　理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ定められた業務分担により、必要な業務を遂行する。

（総会）

第１０条　総会は本会の最高議決機関であって、原則として年１回以上開催するものとし、会長が招集する。

２　会長は、総会を開催しようとするときは、議題を添えてあらかじめ会員に通知するものとする。

３　総会は、開催時の会員総数の２分の１以上の出席により成立する。

４　総会に出席できない会員は、委任状（電子メールによる委任を含む。以下同じ。）により総務担当理事又は出席する会員に委任することができる。この場合において、委任した会員は、総会に出席したものとみなす。

５　総会の議長は、会長がこれを行う。

６　総会の付議事項は次のとおりとする。

（１）　年度の事業計画に関すること

（２）　この規約の改正に関すること

（３）　役員の改選に関すること

（４）　その他必要な事項

７　議決権行使は、委任状を以ってこれに代えることができる。

８　会議の議決は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは議長が決定する。

９　急を要するため総会を開催する時間的余裕がないとき、又は開催することが困難であることが明らかなときは、書面（電子メール等を含む。）で会議に代えることができる。

（役員会）

第１１条　会長は必要に応じ役員会を開くことができる。

２　役員会の議長は会長が行うものとし、役員総数の３分の２以上の出席により成立する。

３　役員会の付議事項は次のとおりとする。

（１）　総会付議事項の審議・決定

（２）　この規約に定めのない事項の審議・決定

（３）　年度の事業計画の執行、本会の運営のために必要な事項の審議・決定

（４）　その他必要な事項

（会計年度）

第１２条　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（会費）

第１３条　会費は、当分の間これを徴収しない。

（その他）

第１４条　この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の決議を経て会長が定める。

附　則（令和５年４月２９日決定）

１　この規約は令和５年４月２９日から施行する。

２　令和５年４月２９日から会長の指名により次の表の会員で役員会を発足させ、同日以降の業務を行うこととする。

会　長	ＪＩ１ＩＬＢ（菅野一晴）
副会長	ＪＪ１ＱＵＭ（齋藤義雄）
事務局長	ＪＧ１ＭＯＵ（浜田 博）
総務理事	ＪＩ１ＪＯＩ（貞森 渉）
監　事	ＪＭ１ＨＱＷ（桜井雅義）　７Ｎ２ＣＦＡ（吉岡 良）

附　則（令和６年５月６日決定）

この規約は令和６年５月６日から施行する。